

## 過疎地域自立促進特別措置法の概要

(平成12年度～平成21年度)

### 1. 法律の目的 (法第1条)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

### 2. 過疎地域の要件 (法第2条)

中長期的な人口減少及び、長期的な人口減少の結果としての年齢構成の偏りから過疎地域を捉えることとし、過疎地域の要件を(1)かつ(2)に該当する地域とした。

(1) 人口要件：以下のいずれかに該当すること

- ① S35年～H7年の人口減少率が30%以上
- ② S35年～H7年の人口減少率が25%以上、高齢者比率（65歳以上）24%以上
- ③ S35年～H7年の人口減少率が25%以上、若年者比率（15歳以上30歳未満）15%以下
- ④ S45年～H7年の人口減少率が19%以上

\*ただし、①②③の場合、S45年～H7年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

(2) 財政力要件：平成8年度～平成10年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.42以下かつ、公営競技収益が13億円以下であること（施行令第1条）。

#### 【追加公示】

平成12年の国勢調査の確定人口に基づき、追加公示を行う（法第32条）。

- (1) 人口要件：上記要件中、各対象年次を5年ずつずらして適用。
- (2) 財政力要件：上記要件を、平成10年度～平成12年度の3ヶ年平均の財政力指数として適用。

#### 【過疎地域の状況】

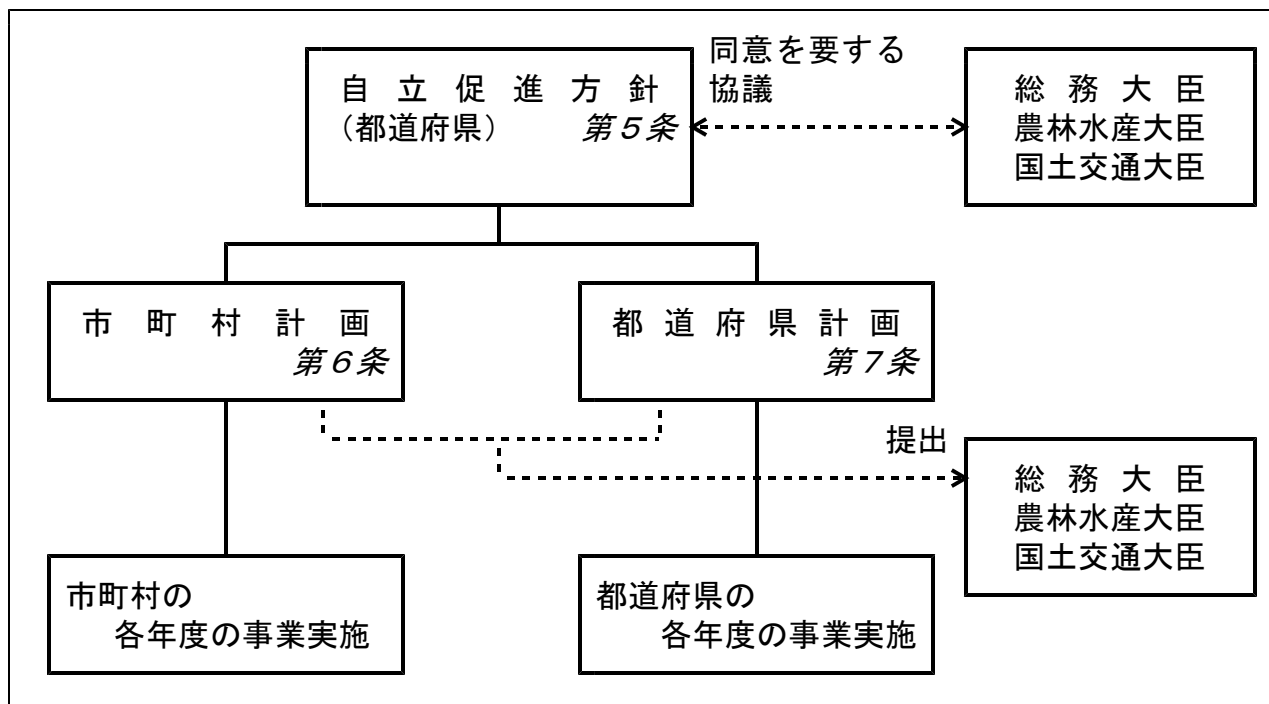
	(過疎市町村)	(全 国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数 (H19.4.1)	738	1,804	40.9 %
人口 (平17国調:万人)	1,068	12,777	8.4 %
面積 (平17国調: km <sup>2</sup> )	204,268	377,915	54.1 %

### 3. 過疎地域自立促進のための対策の目標 (法第3条)

- ① 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等により、産業を振興し、安定的な雇用を増大すること
- ② 交通施設、通信施設等の整備を図ること等により交通通信連絡を確保するとともに、過疎地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進すること
- ③ 生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民生活の安定と福祉の向上を図ること
- ④ 美しい景観の整備、地域文化の振興を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること
- ⑤ 基幹集落の整備、適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること

## 4. 過疎地域自立促進計画等（第5条～第7条）

### 【計画制度】



過疎地域自立促進方針（第5条）、過疎地域自立促進都道府県計画（第7条）、過疎地域自立促進市町村計画（第6条）に、新たに「自立促進に関する基本的な事項」、「情報化」、「地域間交流」、「高齢者等の保健の向上及び増進」、「地域文化の振興等」の事項を規定する。

## 5. 具体的施策

### （1）国の補助のかさ上げ等（法第10条、第11条）

- 統合に伴う小中学校校舎等（1/2 → 5.5/10：公立学校施設整備費負担金）
- 公立保育所（1/2 → 5.5/10）
- 公立以外の保育所（1/2 → 2/3：次世代育成支援対策施設整備交付金）
- 消防施設（1/3 → 5.5/10）
- 統合に伴う教職員住宅の建築（事業に要する経費の 5.5/10：安全・安心な学校づくり交付金）
- ※ 次世代育成支援対策施設整備交付金、安全・安心な学校づくり交付金においては、補助率を勘案して嵩上げ分を上乗せ。また公立保育所、消防施設については、特別の地方債を措置（元利償還金の100%を交付税の基準財政需要額に算入）。

### （2）過疎地域自立促進のための地方債（法第12条）

- 過疎地域自立促進のための地方債（過疎対策事業債）の対象に、従来も対象とされてきた基礎的な市町村の公共施設等整備のほか、新法においては以下を追加。
  - ・高齢者の保健の向上又は増進を図るための施設（介護老人保健施設：法第12条第9号）
  - ・市町村保健センター（施行令第6条第5項第7号）
  - ・地域文化の振興等を図るための施設
- また、運用上、公営企業による共同店舗、一定条件の組合立病院、都市との交流を図るための公共施設、定住促進賃貸住宅部分、遊休施設改修・活用も対象とする。
- 平成19年度計画額 2,804億円

### **(3) 都道府県代行制度 (法第14条～第15条)**

- 基幹道路 (基幹的な市町村道、農道、林道、漁港関連道：法第14条)
- 公共下水道 (幹線管渠、終末処理場、ポンプ場：法第15条)

### **(4) 行政上の特別措置 (法第16条～第25条)**

- ・ 医療の確保 (法第16～17条)
- ・ 高齢者の福祉の増進 (法第18～19条)
- ・ 交通の確保 (法第20条)
- ・ 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実 (法第21条)
- ・ 教育の充実に関する配慮 (法第22条)
- ・ 地域文化の振興等に関する配慮規定 (法第23条)
- ・ 農地法等による処分についての配慮 (法第24条)
- ・ 国有林野の活用 (法第25条)

### **(5) 金融措置 (第26条～第28条)**

#### 1) 法による措置

- 農林漁業金融公庫等からの資金の貸付 (法第26条)
- 中小企業に対する資金の確保 (法第27条)
- 沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付 (法第28条)  
(住宅金融公庫からの資金の貸付は、同公庫の廃止により平成19年3月31日限りで廃止)

#### 2) その他：日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活公庫による融資制度

### **(6) 税制措置 (第29条～第30条、地方税法第586条)**

- 1) 所得税・法人税に係る事業用資産の買換えの場合の課税の特例 (第29条)
- 2) 所得税・法人税に係る減価償却の特例 (第30条)  
(製造業、旅館業、ソフトウェア業)
- 3) 特別土地保有税の非課税措置 (地方税法第586条)  
(製造の事業の用に供する設備、集会、宿泊、スポーツ施設)

### **(7) 地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置 (第31条)**

- 製造業、旅館業、ソフトウェア業 (事業税、不動産取得税、固定資産税)
- 畜産業、水産業 (個人事業税)

## **6. 合併の場合の取扱い (法第33条)**

- 1) 市町村の廃置分合により設置された、又は境界変更があった市町村が、総務省令・農林水産省令・国土交通省令に定める要件に該当する場合は過疎地域とみなす (第1項)。
- 2) 過疎地域市町村を含む合併があった場合、過疎対策事業が引き続き円滑に実施できるよう、合併による新市町村が法第2条及び1)の要件に該当しない場合であっても、新市町村の区域のうち、旧過疎地域市町村の区域を過疎地域とみなす (第2項)。